

## **[事案 2021-98] 新契約無効請求**

・令和3年11月24日 和解成立

### **<事案の概要>**

三大疾病に罹患した際の既払込保険料の扱いについて、募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年10月に契約した2件の医療保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、「三大疾病に罹患した際には、契約時に一括で支払った保険料の全額が返金される。」との説明を受けたため契約したが、後日、そのような保障内容は存在しないことが明らかになった。募集人は契約の重要な内容について、虚偽の説明をしていた。
- (2)意向確認書の金融資産、投資の経験、仕事の具体的な項目に記載の内容は、事実と異なり、募集人が無断で虚偽の記載をした。
- (3)契約時のタブレットへの入力について、ほとんど記憶がない。

### **<保険会社の主張>**

申立人の要望に沿って解決を図りたい。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。